

平成30年度別海町職員採用試験のご案内

採用職種、採用予定人数、勤務先、受験資格

	職 種	採用予定人数	勤 務 先	受 験 資 格
1	正職員・一般事務職	若干名	町長部局・委員会等	下記の条件をすべて満たす方 ●昭和59年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高校卒業以上の学歴を有する方 ●身体障害者手帳の交付を受けている方で、自力により通勤ができ、介護者なしに職務の遂行が可能な方、かつ、活字印刷文による出題に対応できる方
2	嘱託看護師・准看護師	2名	町立別海病院尾岱沼診療所・西春別駅前診療所	昭和38年4月2日以降生まれの看護師、准看護師免許いずれかの所有者
3	嘱託看護補助員	1名	町立別海病院	昭和38年4月2日以降生まれで夜間勤務が可能な方
4	嘱託調理員	1名	別海町学校給食センター	昭和43年4月2日以降に生まれた方
5	臨時事務員	十数名	町長部局・委員会等	高等学校卒業程度以上の者
6	臨時連絡事務所連絡員	2名	上春別・上風連絡事務所	行政事務等の経験者
7	臨時連絡事務所補助員	2名	上春別・上風連絡事務所	高等学校卒業程度以上の者
8	臨時町税徴収員	3名	総務部税務課	昭和23年4月2日以降生まれの普通自動車免許所有者
9	臨時保育士	十数名	町内保育園	保育士資格、幼稚園教諭免許いずれかの所有者（取得見込可）
10	臨時保育助手	若干名	町内保育園	健康で通勤可能な方
11	臨時児童厚生員	1名	別海町中央児童館	保育士資格、幼稚園教諭免許、小学校教諭免許いずれかの所有者（取得見込可）
12	臨時事務員兼相談員	1名	地域包括支援センター	介護福祉士資格所有者（取得見込可）
13	臨時介護員	1名	老人保健施設すこやか	介護職員初任者研修修了者（ホームヘルパー2級以上）
14	臨時公務補	2名	町内小・中学校	健康で通勤可能な方
15	臨時指導員	1名	教育支援センターふれあいる一む	幼稚園、小学校、中学校、高等学校教諭免許、臨床心理士資格いずれかの所有者
16	臨時教諭	2名	町内町立幼稚園	幼稚園教諭免許所有者（取得見込可）
17	臨時栄養士	1名	別海町学校給食センター	栄養士資格所有者（取得見込可）
18	臨時生涯学習推進アドバイザー	若干名	別海町中央公民館	小学校、中学校、幼稚園教諭免許、保育士資格いずれかの所有者

※詳細は、町ホームページ（職員採用情報）をご覧ください。

試験日等

	職 種	試験日	試験開始時間
1	正職員 一般事務職	決定次第、応募者の方に連絡します	
2	嘱託看護師・准看護師	2月13日(火)	午前9時
3	嘱託看護補助員		午後4時30分
4	嘱託調理員		午前9時
5	臨時事務員		午後4時
6	臨時連絡事務所連絡員		午前9時30分
7	臨時連絡事務所補助員		午前10時
8	臨時町税徴収員		2月10日(土)
9	臨時保育士	午前10時30分	
10	臨時保育助手	午前9時30分	
11	臨時児童厚生員	午前10時30分	
12	臨時事務員兼相談員	午前9時30分	
13	臨時介護員	午前10時	
14	臨時公務補	午前10時30分	
15	臨時指導員	午後5時	
16	臨時教諭		
17	臨時栄養士		
18	臨時生涯学習推進アドバイザー	2月13日(火)	午後5時

試験内容

正職員一般事務職 教養試験、作文試験、適性検査、面接試験

臨時事務員 教養試験、面接試験

※その他の職種については、面接試験を実施

試験会場

別海町役場

受付期限

平成30年1月31日(水)

受付場所

別海町役場総務部総務課人事厚生担当
〒086-0205 別海町別海常盤町280番地
TEL0153-75-2111(内線2114)

提出書類

所定の申込書（履歴書）がありますので役場総務課にお問い合わせください。

（町ホームページからダウンロードも可能です。）

注 採用職種別での併願はご遠慮ください。

問合せ／人事厚生担当(内線2114・2115)

所得税・町道民税申告は 期間内に忘れずに!

申告
期間

2月16日(金)から
3月15日(木)まで

申告書はご自分で作成の上、提出してください（郵送も可）。

期日が迫ると申告会場は大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、申告手続きなどには、「マイナンバーの記載および確認」が必要です。

確定申告が必要な方

- 事業所得や不動産所得などがある方
- 給与所得者で年末調整が済んでいない方
- 2カ所以上から給与を受けている方
- 会社からの給与以外に所得がある方（年金、不動産等）
- 住宅控除や医療費控除を受けたい方 など

申告に必要なもの

- 印鑑
- 還付金が発生する場合は口座番号の分かるもの
- 給与、年金収入の方は「源泉徴収票」原本（コピー不可）
- 個人事業主の方は収入と経費を証明するもの
- 国民年金・国保税等は「控除証明書」または「領収書」
- 生命保険料、地震保険料等は「控除証明書」
- 申告者のマイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類と身分証明書
- これまでにe-TAXを利用して申告書を提出したことがある方は、利用者識別番号（16桁の番号）が確認できるもの（役場、税務署のみ）

役場での申告相談について

- 申告期間中に限り会場で申告書作成のご相談を受け付けます。
- 役場での受付は、給与所得、年金所得、簡易な事業所得（営業等）、不動産所得になります。営業、事業をされている方は、税務署または税理士へご相談ください。
なお、支所での申告相談は給与所得、年金所得のみとなります。
- 簡易な事業所得、不動産所得の申告をする場合は、ご自身で収支内訳書を作成の上、お持ちください。（収支内訳書の様式をお持ちでない方は事前にお問い合わせください。）
また、ご自身で作成できない方は、税務署または税理士にご相談ください。
- 申告内容によっては役場で判断が難しくご相談をお受けできないものもありますので、あらかじめご了承ください。
- 医療費控除を申告する方は、平成29年中に支払った医療費を事前にまとめてお持ちください。
また、平成29年分から平成33年分の申告においては、セルフメディケーション税制が適用され、本人が健康診断や予防接種等、健康の維持増進等への取り組み（以下、一定の取り組み）を行っている場合、本人または生計を一にする配偶者その他親族に係る特定一般用医薬品等の購入代金の1万2千円を超える分（最大8万8千円）について、その年の総所得金額等から控除することができます。購入代金を事前にまとめてお持ちください。
なお、申告の際には明細書と併せて一定の取り組みを行ったことを証明する書類の添付または提示が必要です。
※医療費控除の適用はいずれか一方のみとなります。

○医療費のまとめ方

従来の医療費控除	受診者ごと、かつ病院・薬局ごとに金額をまとめる。
セルフメディケーション税制の医療費控除	薬局等ごとに金額をまとめる。製品の名称はすべて記載する。

医療費を事前にまとめていない場合、受付の順番が前後する場合があります。

※平成29年分以降の医療費控除の申告については明細書または医療保険機関からの医療費通知書を添付することで領収書の添付は省略できます。ただし、領収書は5年間の保存が必要です。

平成28年分以前の申告ではこれまでどおり領収書の添付が必要です。

- マイナンバーカード、通知カード、身分証明書などは次のとおり確認します。

マイナンバーカードをお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> • マイナンバーカード ※マイナンバーカードだけで番号確認と本人確認が可能です。
マイナンバーカードをお持ちでない方	<ul style="list-style-type: none"> • 通知カード、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限る）などのうちいずれかひとつ • 身分証明書

町道民税申告について

平成29年中に収入、所得が無かった方や所得証明書等の発行が必要な方は、町道民税の申告が必要です。

また、申告が無いと所得等の確認ができないことから、公営住宅、各種福祉サービス、児童扶養手当、授業料の免除等の判定や、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の軽減措置が受けられないこととなります。

なお、公的年金収入が400万円以下または公的年金に係る所得以外の所得が20万円以下の場合は確定申告の必要はありませんが、町道民税申告をすることで住民税が有利になる場合があります。

申告相談日程・会場

- 期間 2月16日(金)から3月15日(木)まで ※土曜、日曜を除く
- 時間 午前9時から午後5時まで ※最終日のみ支所は午後3時まで

会 場	相 談 対 象
根室税務署 根室市弥生町1丁目18番地 (根室地方合同庁舎)	営業、事業、譲渡、相続、贈与 山林所得者申告者等 すべての申告 *消費税申告者
別海町役場1階 103会議室	一般確定申告(給与・年金所得者、還 付申告者、簡易な事業所得者等) およ び町道民税申告
西春別支所、尾岱沼支所	給与・年金所得の確定申告(A表のみ) および町道民税申告

問合せ

- 根室税務署 TEL 0153-23-3261
- 別海町役場税務課課税担当
TEL 75-2111 (内線1111・1112)
- 西春別支所 TEL 77-2131
- 尾岱沼支所 TEL 86-2166
- 国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>

償却資産(固定資産税) の申告について

① 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地や家屋以外の事業用に供することができる資産です。

② 申告していただく方

平成30年1月1日現在において町内に償却資産を所有または賃貸している個人または法人です。

③ 申告期限

1月31日(木)

④ 提出書類

1月上旬に申告関係書類を送付します。お手元に届かない場合または初めて申告される方はお問い合わせください。

⑤ マイナンバー記載のお願いについて

平成28年から償却資産申告書の様式にマイナンバー(個人番号・法人番号)記載欄が新設されました。マイナンバーを記載の上、申告していただきますようお願いいたします。

⑥ 注意事項

(1)時速35km以上で走ることができないトラックターは、固定資産税ではなく軽自動車税の課税対象です。詳細につきましては、1月上旬に申告関係書類に同封される「申告の手引き」をご覧ください。

(2)申告書の提出先は、役場税務課または各支所です。

問合せ/課税担当(内線1114)

町税徴収強化について

昨年12月に送付した町税一斉催告に対して納税や相談のない滞納者については、財産調査の上、滞納処分を積極的に執行しています。

また、「納税相談がない」、「誓約が守られていない」場合についても、税負担の公平性の確保のため、預貯金、給与、自動車などの調査や差押えを引き続き執行していきます。

なお、年度末に向けてこれらの取り組みは一層強化されますので、ご承知ください。

本年度の債権調査・差押件数

- 債権の調査 4,306件
- 債権の差押 96件
(平成29年11月末時点)

**納期限を過ぎた
時点で滞納税と
なります**

問合せ/収納対策担当(内線1115・1116) FAX 75-2773

雪による 被害防止について

冬本番を迎え、雪による被害防止に取り組む時期となりました。いつ発生するかわからない災害に備え、日頃から準備を進めましょう。被害防止のポイントをまとめましたので、参考にしてください。

家の中で安全に過ごすために

- 気象情報に注意して、暴風雪が予想される時は、外出を控えましょう。
- 日頃から停電に備え、下記チェック表の常備品などを用意しましょう。
- F F 式暖房機などを使用している場合は、給排気口付近が雪でふさがると一酸化炭素中毒を起こすおそれがあるため、積雪に注意しましょう。

車で外出するときに気を付けること

- 万一に備えて、携帯電話を忘れずに所持しましょう。
- 車が立ち往生する可能性があるため、燃料の残量を確認し、下記チェック表の常備品を用意しましょう。
- 運転時に危険を感じたら、無理をせずに道の駅やコンビニエンスストア、ガソリンスタンドなどで天気のリcoveryを待ちましょう。
- 大雪や吹きだまりなどで車が立ち往生した時は、JAFなどのロードサービスや近くの人家などに必ず救助を依頼しましょう。また、ハザードランプの点灯や停止表示板を置くなど、車が目立つようにしましょう。
- 避難できる場所や近くに人家がない場合は、消防（119番）や警察（110番）に連絡して、車の中で救助を待ちましょう。
- 車が雪に埋まったときは、マフラーが雪に埋まると排気ガスが車内に逆流し、一酸化炭素中毒を起こすおそれがあるため、エンジンを切りましょう。防寒などでやむを得ずエンジンをかけるときは窓を開けて換気し、こまめにマフラーまわりを除雪しましょう。

除雪を行うときに気を付けること

■ 屋根の雪下ろしをするときは

- 1 複数で行う はしごを支えるなど、お互いに助け合い、万一の場合は、救助を求めましょう。
やむを得ず1人で行う場合は、家族や近所の人に声をかけておきましょう。
- 2 滑り止め 靴やはしごに滑り止めを付ける等の工夫をしましょう。
- 3 命綱を着けて 滑った場合や雪の急落に備え、腰に命綱を着けましょう。
- 4 周囲を確認 屋根の下を通行する人や子どもに注意しましょう。

■ 除雪機を使用するときは

- 1 服装に注意 機械に巻き込まれないような服装で作業をしましょう。
- 2 雪が詰まった場合 機械トラブルが発生したときは、必ずエンジンを停止しましょう。
- 3 周囲を確認 通行人や子ども等に注意しましょう。

■ その他の注意事項

- 1 屋根の雪に注意 屋根の下を通るときは、「雪」や「つらら」に注意しましょう。
- 2 除雪時の健康に注意 体調が悪い時は無理に除雪作業を行わないようにしましょう。また、除雪作業で汗をかいたら着替えましょう。
- 3 気象情報に注意 暴風雪警報や大雪警報が発表されたら、外出を控えましょう。

備蓄品チェック表

家の常備品

- ポータブルストーブ及び灯油
- 懐中電灯
- 携帯ラジオ
- 防寒具
- 非常食
- 飲料水

車の常備品

- 防寒着、長靴、手袋
- スコップ
- けん引ロープ
- 十分な燃料
- 飲料水
- ブースターケーブル
- スノーヘルパー
- スノーブラシ
- 毛布

北海道のホームページには、リーフレット等が掲載されていますのでそちらも参考にしてください。

- 暴風雪などによる被害防止について <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/boufusetu.htm>
- 除雪などによる被害防止について <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/yukihigai.htm>

問合せ／防災交通担当（内線2117）